本号で公布された法令のあらまし

◇犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇五号）（法務省）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二五年法律第三三号）の施行期日を平成二五年一二月一日とすることとした。

◇犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五条第一項の資産及び基準額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三〇六号）（法務省）

1　題名の改正

題名を「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令」に改めることとした。

2　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項の被害者参加旅費等の額

㈠　旅費

法第五条第二項の政令で定める旅費の額は、鉄道の便のある区間の陸路旅行に要する鉄道賃、船舶の便のある区間の水路旅行に要する船賃、鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に要する路程賃及び航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行に要する航空賃の合計額とすることとした。（第一条関係）

㈡　日当

法第五条第二項の政令で定める日当の額は、公判期日又は公判準備への出席及びそのための旅行（以下「出席等」という。）に必要な日数に応じ、一日当たり一、七〇〇円とすることとした。（第二条関係）

㈢　宿泊料

法第五条第二項の政令で定める宿泊料の額は、出席等に必要な夜数に応じ、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合においては八、七〇〇円、乙地方である場合においては七、八〇〇円とすることとした。（第三条関係）

3　法第六条第三項の請求の期限

被害者参加人は、原則として公判期日又は公判準備への出席の日から、裁判によって訴訟手続が終了する場合においてはその裁判があった日の翌日以後三〇日を経過する日までの期間内に、裁判によらないで訴訟手続が終了する場合においてはその終了した日の翌日以後三〇日を経過する日までの期間内に、法第六条第一項に規定する請求書を裁判所に差し出さなければならないものとすることとした。（第六条関係）

4　法第一一条第一項の基準額

法第一一条第一項に規定する政令で定める額は、二〇〇万円とすることとした。（第八条関係）

5　附則

この政令は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年一二月一日）から施行することとした。

政　令

政令第三百五号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年十二月一日とする。

法務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五条第一項の資産及び基準額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第五条第二項、第六条第三項及び第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五条第一項の資産及び基準額を定める政令（平成二十年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令

第二条の見出し中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に、「百五十万円」を「二百万円」に改め、同条を第八条とする。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

御　名　御　璽

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三